

本資料のうち、枠囲みの内容は
他社の機密事項を含む可能性が
あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-工-D-01-0031_改2
提出年月日	2021年11月11日

基本設計方針に関する説明資料

【第34条 計測装置】

- ・先行審査プラントの記載との比較表

- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

- ・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

2021年11月

東北電力株式会社

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表
(核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3. 計測装置等</p> <p>使用済燃料プールの水温を計測する装置として燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度及び使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度及び使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）は計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。</p> <p>【34条32】</p> <p>使用済燃料プールの水位を計測するための装置として燃料貯蔵プール水位及び燃料プールライナドレン漏えいを設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、燃料貯蔵プール水位及び燃料プールライナドレン漏えいの記録はプロセス計算機から帳票として出力し保存できる設計とする。</p> <p>【34条33】</p> <p>使用済燃料プールの水位を計測するための装置として使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）は計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。</p> <p>【34条34】</p>	<p>表現の相違 設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違 (女川は、水温を計測する装置として燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度及び使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）も申請対象設備としている。)</p> <p>表現の相違 設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違 (女川は、水位を計測する装置として燃料プールライナドレン漏えいも申請対象設備としている。)</p> <p>設計の差異 (記録の出力先の相違。)</p> <p>設備名称の相違 設備構成の相違 (女川は、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度及び燃料プールライナドレン漏えいも申請対象設備としている。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（計測制御系統施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2. 計測装置等</p> <p>2.1 計測装置</p> <p>2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等における計測</p> <p>計測制御系統施設は、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関する系統の健全性を確保するために監視するが必要なパラメータを、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できる設計とする。</p> <p>【34条1】</p> <p>また、設計基準事故が発生した場合の状況把握及び対策を講じるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるとともに、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事故時においても2種類以上監視又は推定できる設計とする。</p> <p>【34条2】</p> <p>炉心における中性子束密度を計測するため、原子炉内に設置した検出器で起動領域、出力領域の2つの領域に分けて中性子束を計測できる設計とする。</p> <p>【34条7】</p> <p>炉周期は起動領域モニタの計測結果を用いて演算できる設計とする。</p> <p>【34条9】</p>	<p>表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（計測制御系統施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>2.3 計測結果の表示、記録及び保存</p> <p>発電用原子炉の停止、炉心の冷却及び放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録し、保存できる設計とする。</p> <p>【34条3】</p> <p>設計基準対象施設として、炉心における中性子束密度を計測するための計測装置、原子炉冷却材の不純物の濃度を測定するための導電率を計測する装置、原子炉圧力容器の入口及び出口における温度及び流量を計測するための給水温度、主蒸気温度、給水流量及び主蒸気流量を計測する装置、原子炉圧力容器内の水位を計測するための原子炉水位（停止域、燃料域、広帯域及び狭帯域）を計測する装置並びに原子炉格納容器内の圧力、温度及び可燃性ガス濃度を計測するためのドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、格納容器内温度、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存できる設計とする。</p> <p>【34条8】【34条12】【34条13】【34条14】【34条15】</p> <p>制御棒の位置を計測する装置並びに原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力を計測するための給水圧力及び主蒸気圧力を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、記録はプロセス計算機から帳票として出力し保存できる設計とする。</p> <p>【34条10】【34条13】</p> <p>原子炉冷却材の不純物の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。</p> <p>【34条11】</p>	<p>表現の相違</p> <p>設計の差異 (女川2号の不純物の濃度を測定するための装置と原子炉圧力容器の入口及び出口における温度を計測する装置は、記録を記録紙により保存している。)</p> <p>設備名称の相違</p> <p>表現の相違</p> <p>設計の差異 (女川2号の原子炉圧力容器の入口及び出口における温度を計測する装置は、記録を記録紙により保存しているため、一つ上の Paragraph に記載している。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 放射線管理施設</p> <p>1.1 放射線管理用計測装置</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設における各系統の放射性物質の濃度、管理区域等の主要箇所の外部放射線に係る線量当量率等を監視、測定するために、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び放射線サーベイ機器（第1号機設備、第1、2、3号機共用）を設ける設計とする。</p> <p>【34条4】</p>	設備名称の相違（共用の相違含む） 表現の相違
		<p>出入管理関係設備（第1号機設備、第1、2号機共用）として、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、汚染管理のための測定機器等を設ける設計とする。</p> <p>各系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の化学分析並びに放射能測定を行うため、化学分析室（第1号機設備、第1、2号機共用）、放射能測定室（第1号機設備、第1、2号機共用（以下同じ。））に測定機器を設ける設計とする。</p> <p>【34条5】</p>	設備名称の相違（共用の相違含む） 表現の相違
		<p>発電所外へ放出する放射性物質の濃度、周辺監視区域境界付近の空間線量率等を監視するためにプロセスモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備及び移動式周辺モニタリング設備を設ける設計とする。また、風向、風速その他の気象条件を測定するため、環境測定装置を設ける設計とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備及び固定式周辺モニタリング設備については、設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に表示できる設計とする。</p> <p>【34条6】</p>	表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1.1.1 プロセスマニタリング設備</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉格納容器内の放射性物質の濃度及び線量当量率、主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度、排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度、排水口近傍における排水中の放射性物質の濃度及び管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計測するためのプロセスマニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。</p> <p>【34条16】【34条18】【34条19】【34条22】【34条24】</p>	記載の明確化
		<p>原子炉冷却材の放射性物質の濃度、排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度及び排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。</p> <p>【34条11】【34条20】【34条21】</p>	表現の相違
		<p>放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路を施設しないことから、排水路の出口近傍における排水中の放射性物質の濃度を計測するための設備を設けない設計とする。</p> <p>【34条23】</p>	
		<p>プロセスマニタリング設備のうち、原子炉格納容器内の線量当量率を計測する格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）及び格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）は、それぞれ多重性、独立性を確保した設計とする。</p> <p>【34条17】</p>	設備名称の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>プロセスマニタリング設備のうち、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ及び燃料取替エリア放射線モニタは、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。</p> <p>【34条25】</p>	<p>記載の明確化 (技術基準34条3項の追加要求を適用する設備であるため、明確化している。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
■：前回提出時からの変更箇所
【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1.1.2 エリアモニタリング設備 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に、管理区域内において人が常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所の線量当量率を計測するためのエリアモニタリング設備を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。 【34条24】</p> <p>エリアモニタリング設備のうち、燃料交換プロア放射線モニタは、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源供給により、線量当量率を計測することができる設計とする。 【34条26】</p>	<p>表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区域境界付近の空間線量率を監視及び測定するための固定式周辺モニタリング設備としてモニタリングポスト（第1号機設備、第1, 2, 3号機共用（以下同じ。））を設け、計測結果を中央制御室で監視し、現場等で記録及び保存を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。</p> <p>【34条27】</p>	<p>設備名称の相違（共用の相違を含む）</p> <p>表現の相違</p>
		<p>モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>【34条29】</p> <p>【75条9】</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>表現の相違</p>
		<p>モニタリングポストで計測したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有する設計とする。</p> <p>【34条30】</p>	<p>設計の差異 (電源系統構成の相違。)</p>
		<p>周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は、構内ダストモニタ（第1号機設備、第1, 2, 3号機共用（以下同じ。））により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存することができる設計とする。</p> <p>【34条28】</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設計の差異 (データの伝送系の回線の相違。)</p> <p>表現の相違 (東海第二は、周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度を測定する装置を「環境測定装置」に整理している。)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）
 黄色：前回提出時からの変更箇所
 【】番号：様式-7との紐づけを示す番号であり、本比較表において追記したもの（比較対象外）

先行審査プラントの記載との比較表（放射線管理施設の基本設計方針）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 1. 4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度を測定するための移動式周辺モニタリング設備として、空気中の放射性粒子及び放射性よう素の濃度を測定するサンプラーと測定器を備えた放射能観測車（第1号機設備、第1, 2, 3号機共用、屋外に保管（以下同じ。））を設け、測定結果を表示し、記録し、及び保存することができる設計とする。ただし、放射能観測車による断続的な試料の分析は、従事者が計測結果を記録し、及びこれを保存し、その記録を確認することをもって、これに代えるものとする。</p> <p>【34条31】</p>	<p>共用の相違</p> <p>表現の相違</p>
		<p>1. 1. 5 環境測定装置</p> <p>放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の線量評価、一般気象データ収集及び発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための気象観測設備（第1号機設備、第1, 2, 3号機共用（以下同じ。））を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、発電所敷地内における風向及び風速の計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。</p> <p>【34条35】</p>	<p>表現の相違 (周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度を測定する「構内ダストモニタ」を「1.1.3 固定式周辺モニタリング設備」に整理している。)</p> <p>共用の相違</p> <p>表現の相違</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第34条 計測装置】

赤色：様式-6に関する記載（付番及び下線）
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比
紫色：基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
<関連する資料>
・様式-1への展開表（補足説明資料）
・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
■■■■■：前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
のデータ伝送系は多様性を有する設計であること。 ^⑭	周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は、構内ダストモニタ（第1号機設備、第1, 2, 3号機共用）により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録できる設計とする。 【34条28】	<p>^{⑭a}^{⑭b}^{⑭i} 【34条27】</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射性物質の濃度は、構内ダストモニタ（第1号機設備、第1, 2, 3号機共用）により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存することができる設計とする。</p> <p>^{⑭i} 【34条28】</p> <p>モニタリングポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。 ⑮b 【34条29】</p> <p>モニタリングポストで計測したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策所建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有する設計とする。 ⑮e 【34条30】</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基</p>		<p>統的に測定し、指示又は記録する。また、冷却材喪失事故後の原子炉格納容器内の圧力、温度、水素濃度、酸素濃度、放射線レベル等も測定し、記録する。そのほか、ドライウェルの湿度並びにサブレッシュンエンバ内のプールの水位及び水温も連続的に測定し、指示又は記録する。</p> <p>ドライウェル圧力高、水素濃度高及び酸素濃度高で警報する。ドライウェル圧力の上昇が更に大きい場合には、原子炉保護系及び工学的安全施設を作動させるための信号を出す⑯（第6.6-4図及び第6.6-6図参照）。⑯</p> <p>サブレッシュンエンバでは、プール水位低、プール水位高、プール水温高、水素濃度高及び酸素濃度高で警報する。⑯</p> <p>(6) 漏えい検出系計装 原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいは、ドライウェル内ガス冷却装置の凝縮水量、ドライウェル内サンプ水量及びドライウェル内ガス中の核分裂生成物の放射能の測定により約3.8L/minの漏えいを1時間以内に検出できるようにする。測定値は、指示</p>	<p>基準要求への適合性を明確化 追加要求事項に伴う差異（記録の保存）</p> <p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異（非常用電源からの給電）</p> <p>同趣旨の記載であるが、表現の違いによる差異あり 追加要求事項に伴う差異（データ伝送系の多様性）</p> <p>基準要求への適合性を明確化</p>	<p>⑭a 引用元：P2 ⑭b 引用元：P6 放射線管理施設 1.1.3 固定式周辺モニタリング設備</p> <p>同上</p> <p>⑮b 引用元：P6</p> <p>同上</p> <p>⑮e 引用元：P3</p> <p>放射線管理施設 1.1.4 移動式周辺モニタリ</p>

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第34条 計測装置】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ ：前回提出時からの変更箇所
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考	
		<p>る。</p> <p>⑯⑰ 【34条 32】</p> <p>使用済燃料プールの水位を計測するための装置として燃料貯蔵プール水位及び燃料プールライナドレン漏えいを設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、燃料貯蔵プール水位及び燃料プールライナドレン漏えいの記録はプロセス計算機から帳票として出力し保存できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プールの水位を計測するための装置として使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）を設け、計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）は計測結果を記録し、及び保存することができる設計とする。</p> <p>⑯⑰ 【34条 33】</p> <p>燃料貯蔵プール水温度、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい及び使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）は、外部電源が使用できない場合においても非常用所内電源系からの電源</p>		<p>却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ、並びにそれらに関連する系統の健全性を確保するために必要なパラメータを予想変動範囲内で監視することができる。</p> <p>(2) 原子炉プラント・プロセス計装は、設計基準事故時において、事故の状態を知り対策を講じるのに必要なパラメータを監視することができる設計としている。</p> <p>(3) 安全保護系に関連する原子炉プラント・プロセス計装は、「6.6 安全保護系」に記載する設計方針(4)～(9)を満足する設計としている。</p> <p>(4) 原子炉プラント・プロセス計装は、原子炉冷却材圧力バウンダリからの冷却材の漏えいがあった場合、その漏えいを検出することができる設計としている。</p> <p>8. 放射線管理施設 8.1 放射線管理設備 8.1.1 通常運転時等 8.1.1.1 概要 放射線管理設備は、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者等の放射線被ばくを管理するためのもので、出入管理関係設備、試料</p>	<p>基準要求への適合性を明確化</p> <p>追加要求事項に伴う差異（使用済燃料プールの水位を計測するための設備）</p>	<p>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>3. 計測装置等</p>	

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第34条 計測装置】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ ：前回提出時からの変更箇所
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

要求事項との対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>8.1.1.4 主要設備 8.1.1.4.3 放射線監視設備 (3) 周辺モニタリング設備 (1号, 2号及び3号炉共用, 既設) 発電所敷地周辺の放射線監視設備として次のものを設ける。 a. 固定モニタリング設備 周辺監視区域境界付近に空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポスト 6 台及び空間放射線量測定のため適切な間隔でモニタリングポイントを設定し, 蛍光ガラス線量計を配置する。 モニタリングポストは, 非常用交流電源設備に接続し, 電源復旧までの期間, 電源を供給できる設計とする。さらに, モニタリングポストは, 専用の無停電電源装置を有し, 電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。 モニタリングポストで測定したデータの伝送系は, モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し, 指示値は, 中央制御室で監視し, 現場等で記録を行うことができる。また, 緊</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第34条 計測装置】

要求事項との対比表

赤色 : 様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 ＜関連する資料＞ ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1）
青色 : 設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色 : 設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	

緑色 : 技術基準規則と基本設計方針（後）との対比

紫色 : 基本設計方針（前）と基本設計方針（後）との対比

■ : 前回提出時からの変更箇所

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>急時対策所でも監視することができる。</p> <p>モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。②</p> <p>b. 環境試料測定設備</p> <p>周辺監視区域境界付近に空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集・測定するダストモニタを設ける。②</p> <p>c. 放射能観測車</p> <p>事故時等に発電所敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、フィールドモニタ、放射性ダスト測定装置、放射性元素測定装置等を搭載した移動無線設備付の放射能観測車を備える。②</p> <p>d. 気象観測設備</p> <p><u>放射性気体廃棄物の放出</u> <u>管理及び発電所周辺の一般</u> <u>公衆の線量評価並びに一般</u> <u>気象データ収集</u>のため、<u>発</u> <u>電所敷地内</u>で<u>風向</u>、<u>風速</u>、<u>日</u> <u>射量</u>、<u>放射収支量</u>等を測定 及び記録する設備を設ける。⑯</p> <p>8.1.1.6 評価</p> <p>(4) 中央制御室及び緊急時対策所に必要な情報の通報が可能である設計としている。②</p>		

様式-7

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7

【第34条 計測装置】

要求事項との対比表

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ ：前回提出時からの変更箇所
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				<p>(6) 設計基準事故時に必要な放射線監視設備は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に適合する設計としている。②</p> <p>(7) モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計としている。さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計としている。④(⑯b重複)</p> <p>モニタリングポストで測定したデータの伝送系は、モニタリングポスト設置場所から中央制御室及び中央制御室から緊急時対策建屋間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、指示値は中央制御室で監視を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視することができる。</p> <p>④(⑯e重複)</p> <p>(8) 放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のため、発電所敷地内で気象観測設備により風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる設計としている。④(⑯重複)</p>		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－7

【第34条 計測装置】

赤色：様式-6 に関する記載（付番及び下線）	【〇〇条〇〇】：関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表（補足説明資料） ・技術基準要求機器リスト（設定根拠に関する説明書 別添-1） ■ ：前回提出時からの変更箇所
青色：設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	
茶色：設置変更許可と基本設計方針（後）との対比	
緑色：技術基準規則と基本設計方針（後）との対比	

要求事項との対比表

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針（前）	設工認申請書 基本設計方針（後）	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可、技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
				第8.1-1 表 放射線管理設備の主要機器仕様 (1) 出入管理関係設備 1式 (2) 試料分析関係設備 1式 (3) 放射線監視設備 1式 (4) 個人管理用測定設備及び測定機器 1式 (5) 放射線計測器の校正設備 1式 ◇		

【第34条 計測装置】

－：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

各条文の設計の考え方

第34条（計測装置）					
1. 技術基準の条文、解釈への適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	添付書類
①	計測する装置の施設	技術基準の要求を受けた内容として記載している。	1	－	－
②	炉心における中性子束密度	同 上	1 一	－	－
③	炉周期	同 上	1 二	1	－
④	制御棒の位置	同 上	1 三	－	－
⑤	原子炉冷却材の放射性物質及び不純物の濃度	同 上	1 四 イ	1	－
⑥	原子炉冷却材の原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力、温度及び流量	同 上	1 四 ロ	－	－
⑦	原子炉圧力容器内の水位	同 上	1 五	－	－
⑧	原子炉格納容器内の圧力、温度、可燃性ガスの濃度、放射性物質の濃度及び線量当量率	同 上	1 六	2	－
⑨	主蒸気管中及び空気抽出器その他の蒸気タービン又は復水器に接続する設備であって放射性物質を内包する設備の排ガス中の放射性物質の濃度	同 上	1 七	3	－
⑩	排気筒の出口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	同 上	1 九	1	－
⑪	排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	同 上	1 十	1	－
⑫	放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がある排水路の出口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	女川発電所には管理区域内に開口部がある排水路がないため、本条項に該当する設備がない旨を記載している。	1 十一	4	－

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式－6

【第34条 計測装置】

－：該当なし
■：前回提出時からの変更箇所

様式－6

4. 詳細な検討が必要な事項

No.	書類名
a	要目表
b	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
c	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
d	計測装置の構成に関する説明書、計測制御系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
e	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書
f	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
g	環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るものを除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面
h	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
i	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書